

ID: 1615

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	地域相談支援受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第26条の8		
法令番号	平成18年政令第10号		
【根拠条文】 (地域相談支援受給者証の再交付) 第26条の8 市町村は、地域相談支援受給者証(法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日